

役員及び評議員の報酬等支給規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、一般財団法人佐々木洋寧奨学財団（以下「この法人」という。）の定款第16条及び第31条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定め、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第12条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、認定法第5条第14号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員及び評議員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員に対する報酬は、年間報酬額を定める場合を含め月額をもって毎月の定まった日に支払う。
- 3 非常勤役員に対する報酬は、勤務の態様に応じ、必要な都度定額をもって支払うことができる。
- 4 評議員に対する報酬は、勤務の態様に応じ、必要な都度定額をもって支払うことができる。

(費用)

第4条 役員及び評議員がその職務の遂行に当たって負担した費用の支出については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前も

って支払うものとする。ただし、その費用は、社会通念に照らして合理的と認められる程度の金額でなければならない。

(報酬の額の決定)

第5条 この法人の役員の報酬は別表第1「常勤役員の報酬月額」、別表第2「非常勤役員の報酬」及び別表第3「評議員の報酬」により理事会の承認を得て支払うことができる。

(報酬の支給日)

第6条 常勤役員に対する報酬は、年間報酬額を定める場合を含め月額をもって毎月末日に支払うものとし、非常勤役員及び評議員に対する報酬は、勤務の態様に応じ、必要な都度定額をもって支払うことができる。

(報酬の支給方法)

第7条 報酬は通貨をもって本人に支払う。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振込むことができる。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(日割計算)

第8条 常勤役員の月額報酬をその月の初日から支給するとき以外のとき、またはその月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額はその月の総日数から土曜日、日曜日、及び祝祭日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第9条 この規程により計算された金額に1円未満の端数を生じたときは、四捨五入するものとする。

(通勤費)

第10条 報酬を支給する常勤役員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。

2 通勤費は、公共交通機関を利用する場合の実費相当額を定期券または現金で支給する。

(公表)

第11条 この法人は、この規程をもって、認定法第20条に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第 12 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を経て行う。

附則

この規程は、令和 7 年 7 月 4 日より施行する。

別表第 1

常勤役員の報酬月額

理事長	50 万円までの範囲内
理事	35 万円までの範囲内
監事	20 万円までの範囲内

別表第 2

非常勤役員の報酬

理事長・理事・監事	理事会出席等、必要な都度謝金として 1 人一律 5,000 円
-----------	---------------------------------

別表第 3

評議員の報酬

評議員	評議員会出席等、必要な都度謝金として 1 人一律 5,000 円
-----	----------------------------------